

第7回遵守委員会会合
2012年9月27-29日
日本、高松市
暫定議題案

1. 開会

- 1.1. 歓迎の辞
- 1.2. 議題の採択
- 1.3. 会合運営上の説明

2. CCSBT 保存管理措置の遵守

この議題項目は、現行のCCSBT 保存管理措置の遵守に関するものである。

2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの報告

これまでの年次報告テンプレートと遵守行動計画テンプレートを統合した新しい年次報告テンプレートに関する休会期間中の議論が継続している。仮に休会期間中にかかる新規のテンプレートが合意されたならば、メンバー及び協力的非加盟国 (CNM) は、それを利用して年次報告を提出しなければならない。事務局長は、8月初旬までに、年次報告のために、新規のテンプレート又は既存のテンプレートのどちらを利用すべきかについて連絡する予定である。

メンバー及びCNM は、提出された国別報告書及び更新後の遵守行動計画を既に目を通してきているものと考えられるため、これらを再度発表する必要はないだろう¹。この時間は、国別報告書に含まれる主要な課題に対する質疑応答が中心になる。かかる質疑応答によって、メンバー及びCNM の制度やパフォーマンスを詳細に確認することになるだろう。

2.2. 事務局からの報告

事務局からの報告には、メンバー及びCNM のCCSBT 管理措置に対する遵守の状況をまとめた更新版の遵守に関する一覧表が含まれる。第4回遵守委員会会合 (CC4) が勧告したとおり、同表は会合に先立ってメンバー及びCNM と協力して更新されることとなる。事務局から提出される文書には、CC5 が要請した世界のSBT 漁業の特徴の更新版も含まれる。

2.3. CCSBT 管理措置に対する遵守の評価

CCSBT 戦略計画は、全ての漁業に関する正確なデータを収集するため、毎年遵守委員会において遵守措置のチェックリストに対するメンバーによる監査を実施すべきことを要請している。1つ前の小議題項目で提出された情報は、この監査プロセスに多に貢献するものと考えられる。この小議題項目では、当該情報を評価し、改善が必要となる分野に関する勧告を提供するための機会を設けている。

また、この議題項目は、拡大委員会がCNM の地位の継続に関する決定を行うのを支援するために、遵守委員会がCNM のCCSBT 管理措置に対する遵守パフォーマンスを考

¹ 新規のテンプレートには、「VMS に関する年次総括報告書」、「転載に関する年次総括報告書」及び「2008年のERSに関する勧告の実施についての年次報告」が含まれるため、これらの報告書を別途提出する必要がないことに留意されたい。

慮する機会を提供するものでもある。

3. CCSBT 遵守計画の策定

CCSBT 遵守計画は、2011 年の年次会合において採択された。遵守計画には、3 年間の行動計画が含まれている。以下の小議題項目は、2012 年又は 2013 年の行動計画に関連するものである。

3.1. 2012 年の行動計画

3.1.1. 最低履行要件

休会期間中において、国別配分及び転載の遵守に関する最低履行要件の修正版が回章され、議論が行われ、更なる修正が行われた。この修正版の要件は、会合文書として提出されることとなり、このトピックに関する議論を集中的に行うための一助となる。

3.1.1.1. 国別配分の遵守

3.1.1.2. 転載

3.1.2. 修正及び統合版報告テンプレート

修正版の報告テンプレートは、休会期間中に議論されており、会合前に合意される可能性がある。仮に休会期間中に合意に至らなかった場合には、この議題で更に議論することが可能となる。このテンプレートは、これまでの年次報告及び遵守行動計画のテンプレートを統合したものである。最低履行要件については、まだそのほとんどが策定されていないので、このテンプレートはそれを報告するような体裁にはなっていない。したがって、かかるテンプレートは、最低履行要件の合意に応じて修正する必要性が出てくる。

3.1.3. 寄港国義務の効果的な実施方法の検討

メンバーは、会合前に、CCSBT のための適切な寄港国義務について検討し、会合にあわせて提案を行うか、又は会合においてオプションを提起し、その議論のために準備しておくべきである。このタスクは、2012 年から 2013 年に予定されているものなので、寄港国義務に関する作業は、2013 年まで継続することも可能である。しかしながら、一旦この議論が開始されれば、残りの全ての作業に関して、遵守委員会が希望する作業手順について検討する必要がある。

3.1.4. 試行的監査の実施（予算次第）

試行的監査については、2012 年予算では手当されていないため、進展がない。CCSBT18 は、2012 年の遵守委員会及び拡大委員会会合で検討することができるよう、事務局長に対して、試行的監査に関するより詳細な提案を準備するよう要請した。このプロセスの一環として、遵守委員会議長は、修正版の監査政策を作成し、休会期間中にメンバーに回章してコメントを要請した。得られたコメントは、軽微又はノーコメントといったものから、監査政策全体に対する反対まで多岐渡っていた。遵守委員会では、メンバーから出てきたコメントについて議論し、監査を行う理由及び監査を行わない場合の影響を再度整理することになる。したがって、CCSBT は監査政策を進めるべきか否かについての勧告を行うべきである。監査政策に関する今後の全ての作業は、かかる勧告に基づいて進めるべきである。

3.1.5. インドネシアへの MCS 支援プログラムの提供

メンバー及び事務局は、自らが提供可能で実践的な支援の形式について検討し、そしてこの会合での議論に備えておかなければならない。このタスクは、2012 年から 2013 年に予定されているものなので、支援プログラムの策定は 2013 年まで継続することも可能である。

3.1.6. SBT 貿易データのレビュー

このタスクは、もともと行動計画において、2013年に実施することとなっていたものであるが、CC6における別の勧告に従って既に着手されている。事務局は、CC6で推奨された貿易データベースを定期購読しており、かかる情報をとりまとめて提供する予定である。この文書には、ESCに課せられたCC6からの勧告（すなわち、市場トレンド分析のための貿易データの利用方法の開発）に関連するESCでの議論の結果が含まれることとなる。

3.2. 2103年に実施予定の行動計画

遵守委員会は、以下に掲げる2013年の行動計画の項目の検討のためのアプローチについて考慮するべきである。

- 最低履行要件（CDS）

CDSは、CCSBTのMCS措置の中で最も重要なものであると言え、CDSの最低履行要件は極めて多くなると思われる。一部の要件については、実施が困難である可能性もあり、かかる要件を特定するためには恐らくメンバーの多くの労力が必要となるであろう。したがって、これらの要件を特定するため、遵守委員会は、2013年に採用すべきプロセスについて、更なる議論の時間が必要かどうかも含めて、真摯に検討することが重要である。

- 他のRFMOとの共通のIUU船舶リストの経費と便益の検討

Kobe3の勧告の1つに、まぐろ類RFMOは、可能な限り、IUU船舶の掲載のクライテリア及び手続きを調和するべく協力し、他のまぐろ類RFMOのIUUリスト掲載されているIUU船舶の相互掲載のための原則、クライテリア及び手続きの採択に向けて前進すべき、というものがある。CCSBTは、IUU船舶リストを有しない唯一のまぐろ類RFMOである。遵守委員会は、CCSBTがIUU船舶リストを有する必要性があるかどうかについて検討し、この件に関して、拡大委員会に勧告を行うべきである。

- 公表されている市場データのトレンド分析

- SBT（特に一次加工されたもの）を同定するオブザーバー、証明者及び確認者を支援するための新規技術及び手法に関する研究開発

メンバーは、会合での検討のため、特定の提案（例えば、電子SBT同定機器の開発）を準備紹介することが要請されている。遵守委員会は、全ての提案を議論し、適切な場合には、このようなプロジェクトのための支援及び又は資金提供に関して拡大委員会に勧告することになる。

4. CCSBT MCS 措置のレビュー

この議題項目は、現行のMCS措置が効果的かつ効率的に運用されていることを確保することを目的として、これらをレビューするためのものである。このような措置への遵守は、多くの場合、議題項目2において議論されるべきである。事務局は、このような観点から、措置の運用について簡潔にとりまとめた報告書を用意する予定である。メンバーは、特定された措置のあらゆる運用上の課題を概説する文書（変更提案を含む）を用意すべきである。

4.1. CDS

4.2. 転載

CC6において、メンバーは、仮にSBTを別に分けること又は特定することが困難だとすれば、同措置の効果及び効率性に懸念があることを提起し、そして、メンバーは、同措置の改善方法を検討し、仮にそれが困難だとすれば、委員会は同措置の実施を継続すべきかどうかについて検討するよう要請された。この議題項目は、本件について意見交換を行う場を提供するものである。

4.3. VMS

4.4. 許可蓄養場・船舶記録

5. 新規又は強化 MCS 措置（MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続を含む）に関する議論

5.1. 新規及び/又は強化 CCSBT MCS 措置

この議題項目は、遵守委員会が、CCSBT にとって必要となるあらゆる新規及び/又は強化 MCS 措置を議論する場を提供するものである。議論されるべき措置は、上記の議題項目における議論及び会合前に提出されるメンバーからの提案を通じて提起されることとなる。適切な頑健性を持つ包括的な MCS 制度を構築し、CCSBT の管理決定を支援するべく、議論の際には、CCSBT の MCS フレームワーク全体について考慮することとなる。

5.2. MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続

この議題項目は、発展途上国の支援に関し、遵守行動計画から派生したものであるが、ベストプラクティスに関する情報を全てのメンバー間で共有するための有益な機会も提供する。この議題項目において、メンバーは、MCS 制度のベストプラクティスに関する進展情報を紹介するよう要請されている。これには、メンバーによって策定された新規制度又は他で策定された制度/運用が含まれ得る。

6. 将来の作業計画

7. その他の事項

8. 拡大委員会への勧告

9. まとめ

9.1. 次回会合の時期及び期間

遵守委員会の付託事項は、「遵守委員会は、拡大委員会が別途決定しない限り、拡大委員会の年次会合の直前に毎年会合を開催する」と規定している。

9.2. 会合報告書の採択

9.3. 閉会